

## 八世紀後半のイタリアとビザンツ、フランク、ローマ教皇

渡 邊 金 一

八世紀前半のキリスト教世界ではその東半部でも西半部でも、それぞれ一つの王朝が対イスラム防衛戦を通じて歴史の舞台に脚光をあびながら登場した。その一つは、七一七年八月にはじまったアラブ軍の海陸からのコンスタンティノープル包囲によく耐え、まる一年後にアラブ艦隊を首都海域から撃退したレオン三世の「イタリア」朝であり、いま一つはその十五年後、スペインからピレネーを越えガリアに進撃するアラブ軍を七三二年ポワティエの野に邀え撃ったカール・マルテルのカロリング朝であった。

キリスト教世界の続く八世紀の展開にたいし、この、ビザンツ帝国の「イサウリア」朝とフランク王国のカロ

リング朝とは、ますます重要な役割を演ずるようになる。しかし対イスラム防衛のたたかいではともにキリスト教世界の勇者であっても、この両朝がキリスト教世界のなかで歩む途は異なっていた。

もともと、中世キリスト教世界のなかで両朝の堅持する政治的イデオロギーには本質上相いれないものがあった。すでに四、五世紀のゲルマン民族大移動のとき西部領土が実際の支配からずりおちてしまい、六世紀のユスティニアヌスによる「再征服」の成果もますますあやしい雲行きになって、東半部を領有するにすぎなくなつたにもかかわらず、コンスタンティヌス以来のキリスト教ローマ世界帝国理念をけつして放すまいとするのが「イサウリア」朝の立場であり、他方、いまや西方の諸部族国家を統一しつつ、東方の「ギリシア人の帝国」と

(1) 八世紀後半のイタリアとビザンツ、フランク、ローマ教皇

肩をならべるキリスト教世界内のいま一つの政治勢力として自らを意識しはじめたのがカロリング朝の立場だったからである。政治的イデオロギー上でのこの立場の相違とならんで、両朝の宗教政策上の立場にも微妙な差異があった。レオン三世、コンスタンティノス五世の二人の「イコノクサス皇帝」が表看板にかかげたビザンツ帝国東方属州の神秘主義にたいして、フランク王国のなかには、のちにカールが七九四年のフランクフルト宗教会議で表明するような、「偶像破壊」をも「聖像崇拜」をもしりぞけ、像をむしろ宗教的な思い出のためのしるしと考える宗教感情が流れていたのである。

この両朝を直接の交渉関係にひきいれる端緒となったのが、ランゴバルド王国による、ビザンツのイタリア支配の最大の拠点ラヴェンナの占領(七五二)であった。八世紀後半は、こうして開かれた両朝のあいだの交渉関係がますます複雑多岐にわたって展開してゆく五〇年間であった。この過程のさなかで中世キリスト教世界そのものも次第にくまどりを与えられてくる。そしてこの両朝のあいだに、もはや無視できない第三の勢力として介在してくるのが、いうまでもなくローマ教皇庁であった。

## 二

七五三年、ローマ教皇ステファヌス二世はランゴバルド王あてのラヴェンナ返還請求の皇帝勅書をたずさえるビザンツ使節に同行したが、バヴァリアのランゴバルド宮廷でのアイストゥルフ王との交渉が失敗した後、コンスタンティノープルに帰還するビザンツ使節とわかれて、ひとり北上をつづけ、翌七五四年初頭フランクア入りをし、ビビンとその二人の息子カールとカールマンにボンテイオンで塗油をほどこし、同時にこの三人に *patricii Romanorum* なる称号を授けた。ローマ教皇によるこの称号附与が、ビザンツ皇帝からの正式の委託によるものか、それともそれは、ローマ教皇の、(コンスタンティノープルのローマ皇帝とその臣民たるローマ司教との間に当時に妥当した国制的関連からみるならば) 越権的な独断行動なのか。この点をめぐる長い論争、ことにガンスオフとデルガーの論争について、私自身かつて展望する機会をもった。<sup>(1)</sup> さらには、私なりの中世初期の概観において、ほぼデルガーの説に拠りつつ、このボンテイオンの出来ごとを中世キリスト教世界の当時の歴史的連関のなかに位置づけようと試みた。<sup>(2)</sup> 私がデルガーの解釈を採用したのは、ボンテイオンにおけるローマ教皇の行為がコンスタンティノープルの皇帝の正式の委託によっておこなわれたと理解しない限り、八世紀後半の「全期間を通じてのビザンツ宮廷と、フランク王室およびローマ教皇庁との途切れない友好関係」<sup>(3)</sup> を説明できない、とおもったからであった。しかしなが

らその際、この「友好関係」の實際を丹念に追ってみる作業を私自身は怠った。ところで最近オーンゾルゲはこの「友好関係」が実は起伏に富んだものであることを明かにするとともに、そこからボンティオンの出来事にたしかえて、その意義をふたたび検討しなおす一論考を発表した。以下にその趣旨を記す。

すでに(註)1の拙稿でも指摘したけれども、教皇がフランク王とその二人の息子にボンティオンで *patricius Romanorum* 称号をさずけた事件について、史料情況はつぎのようである。

一、ステファヌス二世がフランク行につづく年々にビビンにあてた教皇書簡中で、たしかにビビンとその二人の息子は問題の称号を帯びてあらわれる。Pippino regi et nostro spirituali compatri seu Carolo et Carlomano, idem regibus et utrisque patribus Romanorum. Codex Carolinus. M. G. Epp. III Nr. 6 (755), 7 (756), 9 (756), 11 (757)……

二、しかしながら *patricius Romanorum* 称号の附与の記事は、教皇列伝中のステファヌス二世伝のなかにも、また、七五四年の諸フランク年代記のなかにも見当らない。

三、フランク側でのこの事件についての初出史料は七六七年聖トニ修道院で記された、*Notitia de unctioe* “; Pippini Francorum et patricii Romanorum” である。しかしこの文も、まずさびしよステファヌス二世によるビビンとその二人の息子への塗油のみが語られ、ただ塗油にかんして繰返してのべるくだりで、教皇はビビンとその息子たちを王および *patricius*

として塗油した旨記されているにすぎない。(M. G. SS. rer. Mer. I 465 D.)

四、教皇側での初出史料は、教皇列伝中のステファヌス三世(768—772)伝である(Lib. pont. ed. L. Duchesne I 473)五、ビビンは終生自らを *patricius* と称さず、またその子カールも、七七四年七月および十二月の二文書(D. Karol. 81; 87)ではじめて *patricius Romanorum* を称える。ないし、この二文書が十二世紀の転写であるという理由でそれを除き、原本史料のみをとりあげるとするならば、カールは七七五年三月の文書ではじめてこの称号を帯びてあらわれる(D. Karol. 94)。そしてそれ以後概して例外なく、この称号を自らにとなえ続ける。

以上のやうにビビンおよびその息子たちが七五四年ボンティオンでローマ教皇ステファヌス二世より与えられた *patricius Romanorum* 称号は同時代史料に、けっしてみらなくそのままあらわれない。このような史料情況そのものをはじめて考察の対象にとりあげたオーンゾルゲは、それを、つぎのような事情、すなわち、ボンティオンで生れたフランク国王とローマ教皇との新しいむすびつきを示すような表現が、さしあたりフランク側でも教皇側でも見当らなかったこと、ともかくも *patricius Romanorum* 称号は双方側がともに満足のいくやうなこの種の表現ではなかったこと、にもとづかせる。ここにいうところの、ボンティオンで生れたフランク国王とローマ教皇との新しいむすびつきとは、オーンゾルゲによれば、ビビンがス

テファヌス二世にたいして負うにいたった教皇庁防衛の義務のことであるが、ビビンにとって、教皇との間にでき上ったこのような関係を表現する言葉として *patricius Romanorum* の称号がふさわしく思われなかった理由は、オーンゾルゲによれば、この称号が意味するコンスタンティノープルのローマ皇帝への従属関係のほかに、フランク王国での *patricius* の用法にあった。すなわち、フランク王国では、*patricius* は *comes*, *dux* と同義語として慣用されており、したがって、フランク国王は *patricius* という称号を帯びることによって、自分が任命する役人と同列に自己をおくという矛盾におちいるからであった。そのためにビビンは七五四年いごの自己のローマ教皇との関係を、*defensor ecclesiae* 称号を帯びることによって言いあらわそうとしたが、こんどは教皇側が難色を示した。それは、オーンゾルゲによれば、*defensor ecclesiae* が書記職の格式をもつにすぎない教皇庁の下級役人の名称であり、教皇にとつて、聖ペテロの保護者としてのフランク国王の地位を示すにふさわしくないからであった。なおまた *patricius Romanorum* 称号は、ローマ教皇庁側にとつても、フランク国王とのむすびつきを示すのにふさわしい言葉と考えられなかったが、その理由は、この称号が古来からイタリアのビザンツ総督 *exarchus* とむすびついており、これまたペテロの保護者としてのフランク国王の地位をそれとして直截にあらわすものでなかったからである。オーンゾルゲは *patricius Romanorum* の史料情況を以上のように説明する。

それにもかかわらず、ステファヌス二世は、七五四年にボンティオンでビビンに聖ペテロ防衛の義務を負わせるのにあたり、なぜえりにもえてこの *patricius Romanorum* の称号を持ち出したのであろうか。オーンゾルゲはその裏に、コンスタンティノープル宮廷の爵位 *patricios rōu* *Paupaiou* 下賜の問題が介在していたと考える。すなわち、七五三年、ビビンに *patricios rōu* *Paupaiou* の爵位をさずけることによって、カプリング朝を一そう強固にコンスタンティノープル宮廷とむすびつけ、フランク王国を対ランゴバルド政策に起用しようとする意向がステファヌス二世に同行のビザンツ使節からもらされたが、ステファヌス二世はもともローマの防衛のためにフランク国王から救援を仰ごうと考えていたので、ビザンツ側を先廻りして、この同じ爵位 *patricios Romanorum* を自らの手でビビンにさずけてしまい、それによってビビンを、コンスタンティノープルと関係ができるまえに、早手まわしに聖ペテロおよび都市ローマに義務づけた。オーンゾルゲはボンティオンにおける出来ごとの経過を以上のように理解するのである。

このように、*res publica* の、ローマ(すなわちビザンツ)帝国から都市ローマへの意味がえが、すでに七五四年、ステファヌス二世によって断行されていると解する点でオーンゾルゲの立場は、デルガーのつぎのような立場、すなわち、このような意味がえは続く歴史の経過のうちではじめておこつてくること、これに反して、七五四年のフランク人支配者による *patricius Romanorum* 称号の受容が意味するのは「コンスタンテ

(5) 八世紀後半のイタリアとビザンツ、フランク、ローマ教皇

イノーブルのローマ皇帝の支配の下への栄誉ある従属」に外ならぬこと、換言すれば、七五四年、キリスト教世界の西半部はコンスタンティノーブルを中心とするキリスト教ローマ世界帝国の理念的秩序から未だ一歩も出てはいないこと、を説く立場と異なっている。しかしながらオインゾルゲは、ガンスオフの説くように、七五四年のローマ教皇の「革命的行為」から、一直線に、キリスト教世界西半部の、コンスタンティノーブルからの独立がすむとも考えない。いやむしろ、この事件はコンスタンティノーブルの皇帝の了解なしにローマ教皇が独断でおこなった行為であるが故に、その結果生じたビザンツ皇帝とローマ教皇およびフランク国王とのあいだの未整理な関係は、つづく八世紀後半の歴史の経過が整理してゆかなければならない課題であろう。オインゾルゲは註(4)の論文でこの過程を検討することによって、八世紀後半のキリスト教世界の歴史が、実はジグザグのコースを歩んだことを見事に立証した。本稿はこのオインゾルゲの叙述を参考としながら、八世紀後半のイタリアをめぐるビザンツ皇帝、フランク国王、ローマ教皇の三者の関係の展開をおつてみたいとおもう。そのまえに、ビザンツのイタリア支配の状況について簡単にふれておきたい。

イタリアは二十年にわたるゴート戦役の終了(五五四)後、ディオクレティアヌス・コンスタンティヌス体制に固有の、文官による属州行政組織がふたたび導入されたけれども、すでに五六八年にはじまるランゴバルド族の侵入で、次第にこの文官的行政組織は放棄され、侵入をまぬかれた残存地域は古来の行

政区分におかま、なしにすむびつき、抵抗の拠点である主要都市を中心に、*dux* という軍事的行政単位をかたちづくっていった。そこでは *dux* という武官が同時に属州行政をも兼担していた。このようなイタリア属州の下部単位における変化とみあい、それにさいごの仕上げをおこなうべく、イタリア全土に対して *exarchatus* 制が六世紀末に施行された。こうして、ラヴェンナ駐在の *exarchus* は、コンスタンティノーブルの皇帝のイタリアにおける代理者として、この属州の軍事・行政権を一手に兼ね、各地の *dux* を自らの命令権の下に統轄した。

ランゴバルド族の南下にともなう、ドゥッカートゥスは幾度も編成がえされた。その間コンスタンティノーブルの政府はイタリアを放置してその運命にゆだねたわけではない。しかし小アジアでの対イスラム、バルカンでの対ブルガリア戦闘に精魂を傾けている現在、イタリアに救援大部隊を派遣することは不可能に近かった。こうして、ドゥッカートゥス内で防衛を実際に担当するようになったのは、*exercitus* という組織をもつ都市在住の地方住民であった。八世紀のはじめ、ランゴバルド族のさいごの攻勢が開始するさなかの、イタリアの残存ビザンツ領はつぎのような九行政地区から成っていた。

- (一) イストリア
- (二) ヴェネツィア・ドゥッカートゥス
- (三) フェララ・ドゥッカートゥス
- (四) ラヴェンナ周辺のエクサルクス直轄地区
- (五) ペンタポリス・ドゥッカートゥス

(六) ベルージャ・ドゥカートゥス

(七) ローマ・ドゥカートゥス

(八) ナポリ・ドゥカートゥス

(九) カラブリア・ドゥカートゥス

この九行政地区は、七四一年のラヴェンナ陥落と、イタリアのエクサルカートゥスの解体に伴って、つぎのように所屬を變更することになる。

イストリアはやがて、バルカンのアドリア海沿岸地方にダルマティア軍管区が設立されるに伴って、これに編入されるであろう。

ヴェネツィア・ドゥカートゥスは、ビザンツの名目的支配にとどまりつつ、独立の歩みを開始するであろう。

南イタリアのナポリ・ドゥカートゥスおよびカラブリア・ドゥカートゥスは、すでに七世紀中葉軍管区制の導入をみたシチリアに所屬がえをするであろう。

そして、のこる中部イタリアのフェララ・ドゥカートゥス、ラヴェンナ周辺のエクサルクス直轄領、ペンタポリス・ドゥカートゥス、ベルージャ・ドゥカートゥス、ローマ・ドゥカートゥスはローマ教皇領を形成するにいたるであろう。そしてこのような新しい所屬がえの裏には、次章にみるようなビザンツ皇帝、フランク国王、ローマ教皇の三者の関係がからんでいるのであった。

(1) 拙稿『Patricius Romanorum』称号の解釈をめぐる論争』(『一橋論叢』三八の一、八三—九〇頁)

(2) 拙稿「中世キリスト教世界の生成と展開」(『世界の歴史』5・ヨーロッパ世界の成立・昭四一・筑摩)一九一—一九四頁。

(3) F. Dölger, Europas Gestaltung im Spiegel der fränkisch-byzantinischen Auseinandersetzung des 9. Jahrhunderts. Byzanz und europäische Staatenwelt. Ettal 1953. S. 293 Anm. 14.

(4) W. Ohnsorge, Der Patricius-Titel Karls des Grossen. BZ 53 (1960) S. 300—321.

### 三

ランゴバルド王国は八世紀に入ると、リウトブランド王(七二—七四四)およびアイストゥルフ王(七四九—七五六)のもとで最後の伸長をとげた。国内では、いまままで事実上独立国の観を呈していた南イタリアのスピレトおよびヴェネヴェントの二公国がランゴバルド王権に従属させられた。同時に残存ビザンツ領にたいする総攻撃がはじまった。その結果七五一年の夏には、二カ年の包囲のちにラヴェンナが陥落した。つづいて翌七五二年、攻撃のほこ先きは中部イタリアのビザンツ領にむけられた。

(7) 八世紀後半のイタリアとビザンツ、フランク、ローマ教皇

ラヴェンナ陥落の報がコンスタンティノープルにとどくと、コンスタンティノス五世はアイストゥルフにラヴェンナ返還請求をおこなうべく、七五二年十月、イタリアに使節シレンティアリオス・ヨハネスを派遣して来た。ヨハネスは同時にローマ教皇ステファヌス一世あての皇帝親書をもたずさえており、まずローマに立寄って教皇にこの皇帝親書を手交したのち、教皇の身内の助祭パウルスとともにバヴィアのランゴバルド宮廷におもむいた。これはおそらく、教皇あての皇帝親書が、ラヴェンナ返還請求について、ステファヌス二世に協力をもとめていたためであろう。アイストゥルフは皇帝のラヴェンナ返還請求を肯んぜず、バヴィアでの交渉は破れてビザンツ使節はローマ経由でコンスタンティノープルに帰還する。

七五三年十月まえ、ふたたびビザンツ使節ヨハネスがローマに現われる。今回のローマ教皇あて皇帝親書は、教皇自らがアイストゥルフと会見し、アイストゥルフにラヴェンナ返還を実現さすべき旨をうたっている。そこで、ステファヌス二世は十月四日ヨハネスとともにバヴィアのランゴバルド宮廷に乗込むが、交渉は決裂し、ヨ

ハネスはコンスタンティノープルに帰還する。教皇の方はひきつづぎ北上を続けてアルプスを越えてフランキア入りし、翌七五四年一月六日、ボンティオンでピビンと会見する。そしてピビンおよびその息子カールおよびカールマンに塗油の儀式をおこない、「ローマ人のパトリキウス」という位をさずける。以上が歴史的事実である。

教皇がフランク国王と事前に連絡を保っていたことは確かである。ランゴバルド軍のローマをめざす進撃に直面した教皇としては、コンスタンティノープルよりの救援軍にもはや期待できないとすれば、フランク国王にローマ防衛をもとめるよりほかなかったからである。そのうえ、対ランゴバルド援助要請はすでに教皇グレゴリウス三世からカール・マルテルにたいしておこなわれた先例(もつとも実現をみない)があるうえ、七五一年には、教皇ツアハリアスがピビンのメロヴィング朝にたいするクーデターを正当化しており、教皇庁としては当時カロリング朝に「借し」があったのである。ただ問題は、このようなフランク国王とローマ教皇との接触が、コンスタンティノープル側の了解と承認のもとにおこなわれ、

年	フランク王国	ビザンツよりフランクへの* 使節船派遣	ビザンツ帝国
751	ピピン (751-768) のクーデター		コンスタンティヌス5世 (741-775)
752		<p>→ (シロントイアリオン・ヨハネス) → ランゴバール王 (助祭ババルス) ← ローマ教皇セ → フライスト ← ステファヌス2世 ラルフ</p> <p>Dölger, Reg. 312</p>	
753		<p>(シロントイアリオン・ヨハネス) ← ランゴバール王 (教皇) ← ローマ教皇 ← フライスト ← ステファヌス2世 ← ラルフ</p> <p>Dölger, Reg. 314</p>	
754	ヌテオテヌス2世のアルフス越え、ホ ンテイトンにおけるピピン、ヌテオテ ヌス2世の会見、フランク国会、キ エエルの第1回イタリヤ遠征 (対ラン ゴバルド王イタリヤ遠征)。		ヒエレイアでの「偶像破壊」宗教会議。
756	ピピンの第2回イタリヤ遠征。	<p>フランク王 ← (シロントイアリオン・ヨハネス) ピピン ← (プロタセクレテウス・ゲオルギウス)</p> <p>Dölger, Reg. 318</p>	
757		<p>フランク王 ← (プロタセクレテウス・ゲオルギウス) ピピン ← (フランク・ビザンツ間の国交途絶える; 757-763)</p> <p>Dölger, Reg. 320</p>	
763		<p>フランク王 ← ピピン</p> <p>Dölger, Reg. 322</p>	
766		<p>フランク王 ← (ヌバタリオン・アングイニス) ピピン ← (宦官シメオン)</p>	



(9) 八世紀後半のイタリアとビザンツ、フランク、ローマ教皇

年	フランク王国	ビザンツよりフランクへの* 使節 派遣	ビザンツ帝国
767	ゲンティリ宗教会議.	Dölger, Reg. 325 ; 326 cf. Ohmsorge, Der Patricius-Titel. BZ 53 (1960) S. 308 Anm. 61	
768	ピピンの死, <b>カール</b> (大帝) 即位.	(フランク・ビザンツ間の国交途絶える: 768—781)	
774	カールのイタリア遠征 (対ランゴバルド王デシダリウス). カールはランゴバルド王を兼ねる. ヴェネツィエント公アフリキスを称す. ランゴバルド人のフリケンケツアスを都市 (テラキバルド公園, 南イタリア都市 (テラキナ, ガエタ, ナポリ, テラルヴァイ) 間での局地紛争続く.		
775			コンスタンティヌス5世の死. <b>レオン4世</b> (775—780) 即位.
780			レオン4世の死 <b>コンスタンティヌス6世</b> (780—797) 10歳で即位. 皇母イレネ摂政.
781	カールのローマ訪問	フランク王 ← (サテラリオス・コンスタニス) カール (ツリミテリオス・マヤロス) Dölger, Reg. 339	
786	カールはアルプスを越えて南イタリア遠征におもむく (タリスマス・フイレンツェ).		
787	カールのカタパ包囲. ヴェネツィエント公アフリキスの死.	フランク王 ← カール Röliger, Reg. 345 (フランク・ビザンツ間の国交途絶える: 787—788)	ニカイアでの聖像崇拜復活宗教会議.

年	フランク王国	ビザンツよりフランクへの* 使節派遣	ビザンツ帝国
788	カールのもとに人質とされていたアリキヌの息子グリモアルドは、カールに忠誠を誓い、故国帰還を許されてグエネグエンツト公となる。 ビザンツに逃亡中のデジデリウスの遣見テドリキヌはビザンツ援軍を伴ってカラブリア上陸を敢行するが、フランク・グエネグエンツト・スボレト連合軍により敗北。		
791	ピピンのグエネグエンツト公国への遠征(802年まで4回にわたる)。		
794	反聖像崇拜フランクフルト宗教会議。		
797			イレネはコンスタンティノス6世を廃位、女帝として単独支配。(797—802)
798		(バトリキヌス・ミカエル・ガソグ リアス) フランク王 ← (アレスピテル・テオドロス) カール Dölger, Reg. 535	
799	ローマ教皇レオ3世(795—816) 反対派によりローマをおわられて、バーテルボルトンのカールのもとに逃亡。		
800	カールこの年の夏男やもめとなる。聖カールはクリスマスの日、ローマ教会で教皇レオ3世より皇帝として戴冠。		
802		フランク王 ← (スバタリオス・レオン) イレネ カール Dölger, Reg. 357	イレネ失脚、ニケフォロス1世即位。 (802—811)

(11) 八世紀後半のイタリアとビザンツ、フランク、ローマ教皇

年	フランク王国	ビザンツよりフランクへの*遣使	ビザンツ帝国
803		フランク王 カール (総主教シカエル) ↑ (修道院長ベトロス) (スバタロフツイダトス・カリストス) Dölgert, Reg. 361.	

中世における外交使節交換の執行として、国交断絶のような特別の事情のない限り、派遣するビザンツ使節はフランク使節をともなった。

教皇が皇帝の代理者として行動したかどうか、という点である。これを決定する明確な証拠はない。ただ、続くビザンツ皇帝とフランク国王との交渉関係から推して、どうもステファヌス二世は、コンスタンティノーブルの宮廷と連絡なしに、ビピンとその二人の息子カールおよびカールマンに「ローマ人のパトリキウス」という位をさずけたようである。若しそうならば、ステファヌス二世がこのような行動に出たのは、ビピンを聖ペテロおよびローマの保護者として義務づけようとしたからであると解釈するほかになく、したがってそのさい教皇はローマの意味を、コンスタンティノーブルを中心とするキリスト教ローマ世界帝国から、都市ローマに変更したとみるよりない。もっともこのさいビピンはステファヌス二世のさし出すこの称号を拒否した。しかしそれはビピンが、ローマ保護の義務そのものをも回避したということ

ではない。事実この七五四年、ビピンはステファヌス二世に対して誓ったところのローマ保護の義務に忠実に、父カール・マルテルまでのカロリング朝伝統の親ランゴバルド政策を一擲して、イタリア遠征をおこない、パヴァを占領したのであった。

ビピンはつづいてランゴバルド王アイストゥルフと協定をむすび、ローマ・ドウカートゥスに属するランゴバルド占領地をローマ教皇に、ヴェネチアおよびイストリアにおけるランゴバルド占領地をビザンツ皇帝に返還させた。通常ここをもってビピンによる教皇への寄進と、教皇庁国家の成立が云々されるのがならいであるけれども、そのような理解は正確ではない。ポンティオンの会見につづくキエルジイのフランク国会でビピンがステファヌス二世に寄進を約束したという「教皇列伝」中の記事は、いうまでもなく後に教皇ハドリアヌス一世

(七七二―七九五)の側近がでっち上げた偽作であり、またバヴィア協定でローマ教皇がローマ・ドゥカートゥス内のランゴバルド占領地を返還されているのも、教皇をイタリアのこの地方における皇帝の代理者とみなしてのことなのであって、ピピンが教皇にランゴバルド占領地を返還した真意は、あくまでも、本来の所有者たる皇帝への返還にあった。こうしてピピンは、ポンティオンではステファヌス二世のさし出す「ローマ人のパトリキウス」という称号を拒否することによって、いままたバヴィア協定で本来の所有者たるビザンツ皇帝への領土返還という原則をつらぬくことによつて、ビザンツ皇帝を刺戟しないですんだのであった。そればかりかピピンはアイストゥルフをして、ヴェネティア、イストリア内のランゴバルド占領地をビザンツ皇帝に返還させることによつて、コンスタンティノーブル宮廷で大いに「点数」をかせいだとさえ云いうるであろう。ともかくも、この七五四年、コンスタンティノーブルとボスフォロスへだててむかいあう小アジア岸のヒエレイア宮殿で「偶像破壊」の宗教会議を開催中だったコンスタンティヌス五世が、手出しのできないイタリアからのこの朗報を手にしたとき、そのよろこびは大変なものであったろうと推察できる。

七五六年の五・六月、「偶像破壊」の宗教政策の遂行に伴う混乱をのりきったコンスタンティヌス五世から派遣されてピピンの許にむかう二人のビザンツ使節シレンティアリオス・ヨハネスとプロタセクレティス・ゲオルギオスが、ローマに現われた。その目的は、七五四年のヴェネティア、イストリアの占領地返還につづき、今回はランゴバルド側からその占領したラヴェンナ周辺の旧ビザンツ総督管轄地域を返還させること、もしこれに成功すれば、功労者ピピンにコンスタンティノーブル宮廷の爵位「ローマ人のパトリキウス」をさずけて年金をもつてその労をねぎらうとともに、フランク王室のビザンツ皇室にたいする忠誠のきずなを一そうつよめること、にあつたようである。ところで二人のビザンツ使節はローマに到着してはじめて、西方にその間おこつた新事態、つまり、ローマ教皇とフランク王との間には七五四年以来新しいむすびつきが成立していること、そして事もあるうにそのさい教皇は、コンスタンティノーブルのローマ皇帝のみが与えうる「ローマ人のパトリキウス」

という称号をフランク王にさすけようとたくらんだこと、そしていまやビピンはこのむすびつきに基いて、ローマ攻撃をおこなったアイストゥルフにたいしイタリア遠征に出馬中であること、を知っておどろいた。二人のビザンツ使節は事の真相をたしかめようとマルセイユにおもむき、矢張りビピンのアルプス越えが事実であることを知った。そこでヨハネスはマルセイユにとどまって、教皇が自分たちにつけてきた隨身を傍にひきつけておく一方、ゲオルギオスは単身マルセイユをあとにした。そしてパヴィアにおいてこのまちをすでおとしいたれたビピンにめぐりあうことができた。

この会見の様をつたえる「教皇列伝」の記事によると、ビザンツ使節が金品を撒いて旧ビザンツ領の返還請求をおこなったにもかかわらず、ビピンは、この世の人間のためでなく聖ペテロのために武器をとって戦い続けたのだとして、聖ペテロにおこなった寄進を取り消そうとしなかった、となっている。そしてここから、ビザンツ・フランク間の国交が断絶したと説かれるのが常識となっている。しかしながら真相はこれとは異なり、両国間の国交は絶えなかったことを、続く翌七五七年におこ

なわれた両国間の使節往来が裏書きしている。おそらくビピンは、ビザンツ使節にむかって、自分はアイストゥルフとの第二回パヴィア協定にもとづき、旧ビザンツ総督管轄領およびペンタポリスを教皇に返還したこと、それは教皇をコンスタンティノーブルの皇帝の代理者とみなしてのことであり、皇帝側は教皇とお互にこのことについてよく話しあって結論をつけてほしいこと、を述べたのではないであろうか。そこでゲオルギオスは、このビピンのことばをつたえるため、ローマ経由でコンスタンティノーブルに帰還した。いま一人のビザンツ使節はマルセイユにてビピンの遠征帰りを待ちうけていた。そしてビピンの一行が到着すると、これと一緒にフランク人入りしてビピンと交渉をおこなった。こうして、いま一人のビザンツ使節ヨハネスもコンスタンティノーブルに帰還した。帰還にさいしてはビピン側の使節を伴っていた。

ともかくもこの七五六年のビピンの行動ぶりは、七五四年のボンティオンの場合と同様、ビザンツ側から、ケチのつけどころのないようなものであった。

ビザンツとビピンとの関係はこのようであったが、こ

れに反して七五六年のこの使節交渉の結果、七五四年のポンティオンにおけるローマ教皇ステファヌス二世の大それた行為がビザンツ側に明らかになった。後にカールを八〇〇年のクリスマスの日、ローマ皇帝として戴冠したローマ教皇レオ三世は、そのために時のビザンツ皇帝ニケフォロスから破門の処置をうけた。ステファヌス二世の場合はどうであつたらうか。それは不明である。それに翌七五七年、ステファヌス二世はこの世を去つてしまひローマ教皇の座にはパウルス一世が登つた(七五七—七六七)から、たといステファヌス二世がこのような処罰をうけたとしても、この措置は御当人のしらずじまいであつた。

なお七五六年のビザンツ使節到来は、もう一つの副産物をのこしていった。ビザンツ使節ゲオルギオスがマルセイユで同行の教皇側随身を撤いてビピンと単独会見したことは、教皇の機嫌を大いに損じたらしく、その結果フランク国王とローマ教皇との間につめたい空気がながれたらしい。

七五七年初め、前年ビザンツ使節としてバヴィアでビピンと会見したゲオルギオスがふたたびビピンを、この

たびはコンピエーニュに、高価な贈物、なかんづくオルガンをたずさえておとずれた。しかしながら、「友好關係」を打ちたてることを目的としたこのビザンツ使節は、ビピンとの交渉を通じてコンスタンティノス五世の意にかなうような成果にたつしなかつたらしい。その証拠に使節は、フランキア滞在中にフランク王国内の反教皇・フランク同盟派と交渉している。これはおそらく宗教政策上の問題についてフランク国王とローマ教皇のあいだに楔を打ち込むためであつたらしい。また使節は翌七五八年、帰途を上イタリアでランゴバルド王デンデリウス(七五六—七七四)と会見し、反ビピンの策謀を練っている。こうしてビザンツ・フランク間に冷戦状態が生れた。事実七六〇年にビザンツ側はビピンにたいし艦隊のデモンストレーションをおこなつた。

こうしてビザンツ・フランク間には一時国交が途絶えるにいたるが、七六三年のビザンツ使節のビピン来訪によつて国交は再開する。しかしこの使節の目的ははっきりしていない。つづいてこのビザンツ使節のコンスタンティノーブル帰還にさいしては、フランクおよびローマ教皇庁側の使節が同行する。ともかくもこれに徴して、

七五六年以来のフランク王国とローマ教皇庁とのあいだの気まずい雰囲気はすでに消滅していたようである。

このフランクおよびローマ教皇庁使節はコンスタンティノーブルから、こんどは二人のビザンツ使節スパタリオス・アンティモスと宦官シュネシオス伴って七六六年はじめて帰還した。このビザンツ使節はひきつづきフランクに滞在し、翌七六七年にゲンティリで開催のフランク宗会議に出席する。つづいて使節の一人スパタリオス・アンティモスはフランク使節を伴ってコンスタンティノーブルに帰還するが、宦官シュネシオスの方はなおそのままフランクアのビピンの許に滞在している。ビザンツ使節がビピンにもたらしたコンスタンティノス五世の皇帝親書は「慇懃な助言と山ほどの約束」を含むもので、またビザンツ皇帝のローマ教皇にたいするつぎのような三つの非難が記されていた。すなわち、(一)フランク宮廷で皇帝親書をギリシア語からラテン語に翻訳する役目の者が、買収されて書面にはない報告をおこなったこと。(二)教皇庁のプリミケリオスおよびコンシリアリオスであるクリストフォルスは、教皇からその権限を与えられていないにもかかわらず、教皇の名で像のため

に皇帝にたいし非難をおこなったこと。(三)おなじクリストフォルスはビピンの使者にたいし、実際におくられたのと全くちがったテキストを読んで聞かせたこと。そのほかコンスタンティノス五世のビピンあて皇帝親書は、コンスタンティノスの一人息子である当時二十歳かくのレオンと、それより七歳年下のビピンの娘ギゼラとの結婚の下相談にかんする申し出でを含んでいた。

これを要するにコンスタンティノス五世の書簡はまず第一に、当時フランク宮廷でもようやくやかましくなつた「偶像破壊」の問題について、自らの宗教政策「偶像破壊」主義へ同調するようフランク側にはたらきかけることをねらっていた。そしてこれと関連して第二に、ローマ教皇が「偶像破壊」皇帝の息子とビピンの娘ギゼラの結婚話を全力かけてさまざまげようとすることにたいし、この結婚の実現によってフランク宮廷を一そうしっかりとコンスタンティノーブル宮廷にむすびつけることをめざしていた。おそらくコンスタンティノス五世は軍事力を東方に釘づけされている現在、ラヴェンナの喪失、イタリアにおけるビザンツ支配のギリシア的南方への収縮、というイタリアにおける困難な情勢を外交手段

によって挽回すべく、ビピンにたいしこの宗教政策および結婚政策におよんだとおもわれる。そしてそのさい、この宗教・結婚政策とならんで七五六年以来何回か持出されたビピンへのパトリキウス爵位の下賜の問題が今回もまた、コンスタンティノス五世によって切札として役立てられたにちがいない。しかしながらゲンティリ宗教会議の翌年である七六八年ビピンがこの世を去ると、フランク勢力をつかかってイタリア北部および中部における旧ビザンツ領を回復するというコンスタンティノス五世の外交政策も打ち切らざるをえない。ビピンについてフランク国王となったカールが反ビザンツ・親ランゴバルド政策を打ち出したからである。こうしてビザンツ・フランク宮廷間の使節交換もまた跡絶えてしまった。

この頃ランゴバルド王位にあったのはデシデリウス(七五六―七七四)であったが、同王にたいしてカールは、すでに父ビピンがその晩年に復帰したカロリング朝伝来の親ランゴバルド政策を、ことにビピンの后であったベルトゥラダの意向にもとづいて、推進した。この皇太后の肝煎りでカールがデシデリウスの娘と結婚式を挙げたのもこの頃であった。しかしながらカールのこの親ラン

ゴバルド政策もつかの間であった。七七一年におけるローマの内紛と親ランゴバルド派の親フランク派にたいする勝利。一年そこそこのカールとデシデリウスの娘との結婚解消。カールの弟カールマンの死とカールのフランク王国単独支配権の確立。相続から排除されたカールマンの妻子のデシデリウスの許への逃亡。そしてさいごにデシデリウスのローマ包囲。カールは教皇ハドリアヌス一世の救援要請にもとづき七七三年アルプスをこえ、九月末バヴィア包囲の陣をしいた。堅固な防衛工事をはじめとされたバヴィアのまちはなかなか陥落しなかった。その間、デシデリウスの息子で、すでに七五九年以来その共同統治者となっているアデルキスはたくみに包囲軍のあいだをぬってコンスタンティノーブル宮廷におちのびることに成功した。

この年のクリスマスはバヴィア城外の陣営ですごしたカールは、包囲を続行する傍ら、七七四年の復活祭をローマで祝うことになった。教皇ハドリアヌス一世(七七二―七九五)は解放者カールの入城を盛大な儀式をもってローマにむかえ入れた。こうしてカールは、父ビピンがちょうど二十年まえ、時の教皇ステファヌス二世にた



いしてひきうけた聖ペテロ防衛の義務を、いま見事に果たしたのである。しかしながらカールは、おなじく父が教皇のさし出す「パトリキウス」称号を拒否したように、ハドリアヌス一世のさし出すこの同じ称号を帯びることを肯んじなかった。なおこの七七四年のカールのローマ訪問は、フランク国王最初の聖都「巡礼」であった。

カールはハドリアヌスと、戦役終結後のイタリア経営について重要な政治的とりきめをおこなうと、ふたたびパヴィアにとって返した。六月のはじめ、デシデリウスは勇敢な抵抗ののち、ついにカールの軍門に下った。カールはもはやイタリアをそのおもむくところにかかせず、デシデリウスにかわって自らが「ランゴバルド人の王」となった。こうしてランゴバルド族によるイタリア支配は終焉した。しかしその残党はなおフリアウル、キウシ、スポレトなどの各地に拠点をかまえていた。なかでも、ヴェネヴェントには、デシデリウスの娘を后にしたアリキスがあり、廃位された舅にかわって、「ランゴバルド族の首長」を称した。そのアリキスは、ハドリアヌス一世がカールを後楯としてヴェネヴェント公領一帯を教皇庁のものにするのではないかと危惧してシチリア

のビザンツ軍司令官とむすび、またローマ教皇の勢力の南イタリアへの拡大に等しく重大な関心をよせるテラキナ、ガエタ、ナポリ、アマルフィなどの在地勢力と連携して反ローマ教皇戦線を結成した。もともと利害は錯綜しており、共同戦線側の内部で局地紛争が生ずることもまれでなかった。

このような情況のもとビザンツは七七四年ヴェネヴェントのランゴバルド残党を支援してフランク勢力の南下を喰い止めようとはかったが、そのビザンツは、当時対イタリア政策の貴重な切り札を手中ににぎっていた。すでにのべたようにデシデリウスの息子アデルキスは、パヴィア落城に先立ちコンスタンティノーブルに落ちのびたが、このさいこのランゴバルド王の遺児がいうまでもなくいまの場合の切り札であった。ビザンツはこの切り札をますます価値あるものとするため、おそらくアデルキスがコンスタンティノーブル入りすると間もなく、このランゴバルド王族の亡命者にコンスタンティノーブルの宮廷爵位「パトリキウス」を下賜した。おそらくこれに触発されてであろう、カールは七七五年以来自分から「ローマ人のパトリキウス」と称するようになる。カール

ルは七七四年のローマ訪問のさいにも、また同年のバヴィア占領後も、ハドリアヌス一世のさし出す「パトリキウス」称号を拒否しつづけた。いまやそのカールは、ビザンツ側がランゴバルド王位の後継者であり継承権者であるアデルキスに「パトリキウス」爵位をさすげたと聞くや、それと対抗的に、自分がランゴバルド王国の玉座のフランク人相続者であることを示すため、今度は自分から「パトリキウス」を名乗ったのであった。

この七七五年は偉大な「偶像破壊」皇帝コンスタンティヌス五世が世を去って、ビザンツ政權が二代にわたる力づよい統御の手から離れることになった時に相当していた。こうしてその後何十年の間、ビザンツ帝国は、あまり有能でない一連の支配者によって統治されなければならぬ運命をたどることになった。コンスタンティヌス五世につづいて帝位に就任したのはその一人息子のレオン四世(七七五—七八〇)であった。コンスタンティヌスはビビンが死ぬまで、この一人息子のために、ビビンの娘ギセラの手をもとめつづけた。このことはすでにふれたとおりだが、ビビンの死でフランク王国の政策が反ビザンツの線に流れ入ると、コンスタンティヌスはこ

のレオンのために、アテネ出身のイレネをえらんで七六九年両者をめあわせた。つづいてレオン四世がその短い在位ののち世を去ると、その子である当時十歳のコンスタンティヌス六世(七八〇—七九七)が登極し、皇母イレネがその摂政となつて政局を担当することになった。

この七七五—七八〇年、ビザンツ側は対外的困難に加えて、いまのべたような不安定な国内の政情、および宗教政策上での聖像崇拜復活の準備のため、イタリアへの積極的な軍事介入にまでは至りえなかつた。しかしフランク・教皇共同戦線が南イタリアに加える重圧に対抗するため、さきにのべたように、南イタリアの基地アプリアからヴェネヴェント公アリキスと組んで反撃に出た。しかしながら、西方の事態を率直にみとめて実力者カールと正式の国交を回復するほかないと判断したためであろう。イレネ新摂政政府は七八一年はじめ二人のビザンツ使節サケラリオス・コンスタエスとプリミケリオス・ママロスをカールのもとに派遣してきた。この頃カールは第二回のイタリア行をおこしていた。カールは七八〇年の秋、フランク王国の北方の秩序が再建されたのを機に、イタリアにおける諸関係を調整するためアルプ

スを越え、クリスマスはバヴァリアですごした後ローマ入りした。そして復活祭に二人の息子である四歳未満の新ランゴバルド王ピピンと、その弟の新アキタニア王ルードウィッヒに教皇ハドリアヌス一世が塗油の儀式をおこなうのに立ち会った。いまのべた二人のビザンツ使節があらわれたのはこうしてカールがローマに滞在しているときであった。

ビザンツ使節がカールのもとにもたらしたのは、七七年に生れた吾が子コンスタンティヌス六世の花嫁としてカールの娘ロトゥルドをもとめるイレネの申し入れであった。おそらくビザンツ使節は、ラヴェンナを中心とする旧ビザンツ領にたいする領土請求権をひっこめ、カールによるランゴバルド族の征服および教皇庁国家の成立という既成事実を承認するところのイレネの意向をつたえるとともに、平和友好条約の締結をもとめて来たものらしい。そしてこのような見地から、ビザンツ・フランク宮廷のむすびつきを皇太子と王女との結婚によって一そうかためようとしたのであろう。さらにはまた、このような文脈から推して、カールへの「パトリキウス」爵位下賜の問題が同時に議題にのぼったことも、容易に

想像できる。七七四年ビザンツ側が亡命ランゴバルド王族アデルキスに「パトリキウス」爵位をさずけたのに対抗してカールが七七五年以来勝手に名乗っている「パトリキウス」称号をいま追認することが、カールとの正常な国交を回復しようとながっているイレネ政府の、まず打たなければならぬ手だったからである。このような情況下では、カール側も無下に「パトリキウス」爵位を拒否する理由がもはやなかったとおもわれる。事実カールの伝記作者アインハルドゥスは、カールが終生フランク伝来の服装を愛用し、華麗な異国衣装を身につけようとしなかったこと、ただローマで教皇ハドリアヌスが懇請したとき、およびその後継者レオがふたたび懇望したときの二回だけに限って、長いトニカとクラミユドの肩かけを着用し、ローマ風にしつらえた靴を服用したことを、をつたえている。レオの場合が八〇〇年のクリスマスに関係することは云うまでもないが、おそらく七八一年、ビザンツ使節は「パトリキウス」爵位就任の辞令とともに、この爵位のために定められた大礼服をコンスタンティノープルからカールのためにたずさえてきたとおもわれる。そしてこの場合、ハドリアヌス一世はコン

タンティノーブル側の代弁者の役を買って、イレネとカールとのあいだの友好関係の成立に努力したらしい。教皇側にとって、カールを聖ペテロの保護者として義務づけるために自分が持ち出した「ローマ人のパトリキウス」称号が、いまビザンツ側から、コンスタンティノーブルの宮廷爵位「パトリキウス」の下賜というかたちで公認される結果になれば、これによって自分の行動は合法化されて、臣下たる教皇がコンスタンティノーブルの皇帝にたいし越権行為をおかしたという非難は今後永久におこりえなくなるであろう。このような考慮のほかには、聖像崇拜の傾向が明らかなイレネと交渉して、東方教会との間に宗教政策上で和解をとげようとする希望がうごいていたとおもわれる。

ともかくもこうして、ビザンツ・フランク間には友好関係が確立をみた。ビビンのときにカールの妹とレオン四世との間の縁談が成立しなかったのにひきかえ、今やカールの娘とレオン四世の息子との場合には、実現の可能性が濃くなってきた。ビザンツ使節に加わっていた随員の一人宦官エリサイオスはひきつづきフランクシアに残

留してロトゥルドにギリシア的生活様式を教え、カールもまた自分の許の聖職者にパウルス・ディアコヌスをしてギリシア語を教授させ、ロトゥルドの嫁入りに随行できるよう訓練をほどこした。

御成婚の日どりは、花婿が成年にたつする七八六・七年に定められていたが、この八世紀の八〇年代(前述)は、イレネ政府が「イサウリア朝」伝統の宗教政策を大転回させて聖像崇拜を復活しようと着々準備しつつある時期であった。コンスタンティノーブル宮廷は七八四年、レオン四世政府が任命した総主教パウロスを辞職させ、イレネの秘書であるとともに神学的素養も豊かな、政治的識見にとんだ俗人タラシオスをその後任にすえるとともに、七五四年の「偶像破壊」ヒョレイア宗教会議がおこなった決議をくつがえすべく全キリスト教世界の宗教会議開催を目論んだ。そのためにはローマ教皇庁の後援が必要不可欠の前提であった。(七八五年、イレネ政府は、タラシオスの総主教就任について教皇から承認をとりつけ、あわせて来るべきこの全宗教会議に教皇自らの出馬を要請するため、ローマに使節を派遣してきた。カールの手許にも同じ出席招請状がとどけられたかどうか

かはわからないが、カールはコンスタンティノープルに帰還するビザンツ使節の一人ヨハネスに、フランク宮廷礼拝堂つきの司祭ウィットボルトを同行させた。このフランク「使節の目的は、皇帝コンスタンティノスが結婚のためとめているカールの娘ロトゥルドにかんずるものであった」。そのウィットボルトはコンスタンティノープル滞在中の七八六年、一大事件に立ちあうことになった。

イレネ政府はその目指す宗教政策上の大方向転換のため、打つべき手はすでに打ちつくしたと判断した。こうして七八六年七月三日、コンスタンティノープルの各利、聖使徒教会にいよいよ宗教会議を召集した。討議がいよいよはじまろうとしたとき、故コンスタンティノス五世の命令を忘れない首都防衛部隊の兵士らが刀をきらめかせて教会に闖入し、参集した司教たちの一部が感激にうちふるえてよろこびの声をあげるさなかで、会議を散らしてしまつたのである。イレネ政府はこうして「偶像破壊」主義の底流がいまだ根強いことを身をもって知らされた。しかしイレネはこれにくじけなかった。イレネは「偶像破壊」派の軍隊を対アラブ戦のためと称して

小アジアに送り出し、聖像崇拜派の軍隊をトラキアからよびよせて首都の防衛に任ずると、問題の宗教会議を翌七八七年にニカイアで開催すべき決定をおこなうとともに、各方面に招請状を再発送した。そしてこの七八七年は御成婚の儀に定められた年でもあった。事件の目撃者となつた吾がウィットボルトがカールの許にふたたび戻ってくるのは、こうして、七八七年の宗教会議への出席招請状をたずさえてカールの許をおとずれるビザンツ使節とつれだつてであつた。その間カールは、七八五年にフランクシアを發つていらい一年以上も帰つて来ないウィットボルトを待ちきれず、かれに予定していた聖ヴァンドリレ修道院長の職を他人に与えてしまつていた。そのウィットボルトとカールは、七八七年初め南イタリアのカプアで再会することになった。

カールは七八六年晩秋アルプスを越え、フィレンツェでクリスマスをむかえた後、七八七年の初め第三回目のローマ入りをした。今回のイタリア行の目的は、自国ラゴンバルド王国の国内事情の整備、および南イタリアにおける事態の確定にあつたとおもわれる。このカールのイタリア行を聞くと、ヴェネヴェント公アリキスは長子

のロムアルドに、贈物をたくさん持たせてローマのカー  
ルの許におもむかせ、カールへの忠誠を示してランゴバ  
ルド公国への進撃を未然に予防しようとした。今やカー  
ルと同盟関係に立っているビザンツからの救援を期待で  
きないとすれば、アリキスとしてこうするよりほかなか  
ったのであろう。しかし結局、教皇ハドリアヌス一世の  
要請をいれて南イタリアに一円的な教皇庁領をつくり上  
げようとし、カールはヴェネヴェント公国領内に遠征を  
おこない、カプア城下に陣をしいた。アリキスは、先見  
の明があつてサレルノに築城工事をほどこしていたが、  
いまこの不落の要塞にたてこもるとともに、カールに忠  
誠の誓いをあらわすため、次男のグリモアルドを人質と  
してカールの許に派遣した。カールが、帰還するウィッ  
トボルトおよびそれに同行するビザンツ使節をむかえた  
のは、七八七年早春のこのカプアの陣営においてであつ  
た。

ビザンツ使節はイレネの指令にもとずき、花嫁ロトゥ  
ルドのひきとり方についてカールと交渉した。カールは  
その交渉の過程のなかで、自分の愛娘をあたかも人質の  
ようにしてつれていこうとするビザンツ側の態度がはっ

きりしてくるのにつれて、背立ちをおさえることができ  
なかつた。それよりもなによりも、カールはこのビザン  
ツ使節のたずさえている宗教会議招請状をみて、イレネ  
政府の聖像崇拜という宗教政策の旗印が鮮明化されたこ  
とを知つた。温和な「偶像破壊」派を相手とする結婚な  
らば可能であっても、聖像崇拜派との結婚は断じて不可  
能であるとするカロリング朝の家憲を創り上げたカール  
にとつて、これ以上イレネと交渉することは無駄となつ  
た。こうして今回もまた、「イサウリア」朝とカロリン  
グ朝のあいだの結婚はなしは破談となつた。ただカール  
は、一カ年以上もコンスタンティノープルで愛娘ロトゥ  
ルドの結婚のために奔走してくれたウィットボルトの労  
をねぎらいたいとおもつた。そこですでに他人に与えて  
しまつた聖ヴァンドリレ修道院長の地位のかわりに、別  
の修道院長の職を与えてやつた。

こうして七八七年以来、ビザンツ帝国とフランク王国  
との間にはふたたび国交途絶の状態が舞いもどつた。カ  
ールは理の当然上、もはやビザンツ爵位「パトリキウ  
ス」の保持者でありえなかつた。それにもかかわらずカ  
ールは「パトリキウス」を称することをやめなかつた。

そこでこの場合、「パトリキウス」の内容は、かつて七  
七五年、ビザンツによるアデルキスへの「パトリキウ  
ス」爵位と対抗的にカールが自ら「パトリキウス」を名  
乗った場合と同一になった。ただその間七八一年のビザ  
ンツ側の公認をはさんで、その価値は高まった。そして  
ちょうどその頃から「パトリキウス」は、領域支配者の  
概念の意味に変わりはじめた。いまやイタリアの教皇支配  
部分をあらわす「聖ペテロのパトリキアトウス」と、  
王支配の部分をあらわす「パトリキアトウス」とが、  
対置的に用いられるようになったのである。カールはこ  
うして八〇〇年のクリスマス、「皇帝」称号によってお  
きかえられるまで、「パトリキウス」であり続けた。

さて吾々は最後に、七八七年の断絶いご南イタリアの  
事態はどうなっていたかに眼を転じなければならぬ。  
なぜならば、まさにこの地域でビザンツ帝国とフランク  
王国とがまず外交的に鏖迫合をおこない、つづいて直接  
の軍事衝突に突入したからである。

すでにみたように七八七年カールの南下をさけてヴェ  
ネヴェント公アリキスはサレルノにたてこもっていた  
が、ロトゥルドひきとり方についてのビザンツ使節の交

渉が失敗したことを聞くや、カールがカプアの陣營をた  
たんで未だローマに滞在中に、コンスタンティノーブル  
に使節を派遣し、ビザンツへの恭順の意を示すとも  
に、その代償としてギリシア風の帽子、衣服を着用した  
いこと、自らにコンスタンティノーブルの宮廷爵位「パ  
トリキウス」を与えてほしいこと、長男ロムアルドのた  
めに皇族の一女性を花嫁にのぞんでいること、を申し出  
て、またコンスタンティノーブル宮廷にかこわれている  
ランゴバルド王族の亡命者アデルキスをイタリアに帰還  
させ、そのさいビザンツ軍を派遣してほしいと要請して  
きた。

ビザンツ政府は持ち前の慎重さから、アデルキスと軍  
隊とを送ってこそこなかったが、それでも七八八年はじ  
め、すぐ折返して、アリキスに「パトリキウス」爵位を  
さづけ、またこの爵位の佩用者用の礼服その他一式を手  
交するために使節をヴェネヴェント公国へむけて派遣し  
てきた。このビザンツ使節の团长は、二人のスパタリオ  
スをしたがえたシチリアのパトリキオス・テオドロスで  
あった。その間ヴェネヴェント公国にむけてカールの側  
もまた使者を送ってき、カールがハドリアヌス一世にた

いしておこなったヴェネヴェント公国北部の教皇庁への割譲の約束を果たそうとした。ヴェネヴェント側ではすでにその年の七月にはアリキスの長男ロムアルドが、その翌八月にはアリキス自身がこの世を去っていたので、この使節団の交渉相手となったのは、アリキスの妃アデルベルグであった。妃はランゴバルド王デンデリウスの娘であり、したがって王国滅亡時コンスタンティノープルに亡命したアデルキスの姉妹にあたっていた。アデルベルグは、父デンデリウスから王国を、兄弟アデルキスから自由をうばい、夫のアリキスを臣下とすることで満足せずにいままた教皇に自領を割譲させようとするカールにたいし激しい嫌悪の情を懐いていたが、しかしカールのもとに人質となっている次男グリモアルドが帰還することがヴェネヴェント公国をたてなおす第一条件であってみれば、この場合カールを怒らせてはならなかった。そうかといってビザンツとの交渉のきずなを断ち切れば、ビザンツから援軍をえてフランク人にたいしてランゴバルド人をたち上らせる機会も失われるであろう。このような苦しい情況のもとにおかれたアデルベルグは、逆にカールの許に使者を派遣して、グリモアルドの

帰還をゆるし、かれがヴェネヴェント公国を相続するのを許可してほしいとカールに懇願するとともに、他方ビザンツ使節から、グリモアルドがカールの許から帰還した後、父アリキスと同様ビザンツに忠誠を続けければ、皇帝もグリモアルドの相続をゆるすであろう、という保証をとりつけた。

教皇ハドリアヌス一世はこのヴェネヴェント側のうごきを察知するや躍起となってカールにはたつきかけ、グリモアルドを釈放するのは結局敵方の手中に貴重な切り札を委ねることになること、事態の窮極的処理はカール白らの出馬をおいてないこと、をカールに納得させようとした。しかしながらカールにとってランゴバルド人の一公国の問題のごときは、当時カールがおさめている広い領域のなかでおこっている幾つもの複雑な問題のなかでは第二次的な意味をもつにすぎなかった。カールにとって、七八七年のカプアまでの示威運動が精一ぱいの限界であり、軍事的手段によるよりは外交政策によって南方でのランゴバルド人の蜂起を予防しようとした。またカールは教皇庁への寄進の完全実施にもさほどの熱意を示さなかった。すでにみたように、この頃、イタリアで



は王支配部分と教皇支配部分とはならびたち、教皇領の異状な拡大は、デシデリウスとの戦いでカールが獲得した旧ランゴバルド王国領の犠牲においてしか、実現できないほどになっていたのである。

こうしてカールは七八八年の春、教皇ハドリアヌスの切齒扼腕をよそに、グリモアルドが忠誠の誓いをおこなうや直ちに、その故国への帰還をゆるし、ヴェネヴェント公国の相続をゆるしたのである。七八八年の続く歴史の経過は、カールのみとおしが正しかったことを実証した。

この年、故アフリキスがあれほどまで熱烈にもとめてやまなかったアデルキスが、サケラリオス職とロゴテトス職を兼ねるヨハネス指揮下のビザンツ軍とともにカラブリアに到着した。これにはさらに、シチリアのバトリキオスの増援軍が合流した。邀え撃つのはヴェネヴェント公アフリキスおよびスポレト公ヒルデブランドのランゴバルド連合軍およびミッスス・ヴィニギスの指揮するフランク軍であった。カラブリア国境で両軍は激突した。ビザンツ軍は完敗し、その死者は実に四千名、捕虜は一千名といわれ、捕虜のなかにはビザンツ遠征軍を指揮した

ヨハネスも含まれていた。アデルキスが生き残ったかどうか、不明であるが、一説には、コンスタンティノーブルで老年を終えたことさえられている。

グリモアルドはこうして、カールにたいして誓った忠誠を行動をもって実証した。しかしながらグリモアルドのフランク国王にたいする傾倒ぶりは、父アフリキスのビザンツ皇帝にたいする傾倒ぶりより長くつづいたわけではない。グリモアルドは、七八八年亡命ランゴバルド王族の帰還の阻止に成功したことで、カールへの義務は充分果たしたと考えた。こうしてグリモアルドは七九一年からイレネの手中にある対カール切り札にと変じた。これにたいするカールの側からの切りかえしが、この年から八〇二年まで四回にわたっておこなわれたところの、ビザンツの対グリモアルド遠征であった。なおグリモアルドは、父アフリキスが長男ロムアルドの花嫁に是非ともとめてやまなかったコンスタンティノス六世の妃マリアの妹エウァンティアを、もはやこの世にいない兄にかわって妻とした。その裏には母アデルベルガの大きな手腕があった。もっともこの結婚は不幸な結末におわつたらしい。エウァンティアは離婚してコンスタンティノーブル

宮廷におくりかえされている。

いまみたように、七八七年いご国交を断絶したビザンツ帝国とフランク王国とは、つづいて南イタリアを舞台として互いにその勢力伸長をはかろうとした。宗教政策の領域でも、フランク王国は、七八七年聖像崇拜復活を決議したニカイア宗教会議にたいし、それに反対する七九四年のフランクフルト宗教会議をもつて応えた。こうしたさなかでビザンツ側には七九七年政変があり、イレネが実子の正帝コンスタンティノス六世を盲目とし、廃位して、女帝としてビザンツ史上前例をみない女帝単独支配を開始する。つづいて七九八年イレネは、アーヘンのカールのもとに、パトリキオス・ミハエル・ガングリアノスおよび修道院長テオフィロスを使節として派遣し、両国の交戦状態に終止符を打って国交を回復したいと申し込んでくる。ここにはじまる両国間のあらたな交渉関係については、八〇〇年のクリスマススの日のローマでのカールの戴冠を中心として別箇に論じなければならぬ。(一九六五・二・一八)

〔後記〕 本稿はさいしよ、カールの戴冠につづいておこつた中世キリスト教世界の新事態まで筆をすずめる予定であ

った。それについては、おなじオーソルゲのいま一つの新しい論文が、最も参考になる。W. Ohnsorge, Das Kaisertum der Erene und die Kaiserkrönung Karls des Grossen, Saeculum 14 (1963), S. 221—247. さくじの論文が示すごとく、カールの戴冠とならば、ま一つの古來からの論争主題、Constitutum Constantini と取組まなければならぬ。

カールの戴冠についてオーソルゲが重視するのは、それに先立つ十年間、ビザンツ帝国がかかえこんだ女帝支配の問題である。七八〇年いらい吾が子コンスタンティノス六世の摂政であったイレネは、七九〇年初めいったん単独支配をくわだてたが軍隊の反対に遭って失敗、同年末に一時的引退し、その間七九二年ふたたび共同統治者として復帰するが、七九〇年から七九七年まではコンスタンティノス六世の単独支配の時期がつづいた。ビザンツ帝国における女帝支配の合法性の問題はこうしてすでにこのときいらいくすぶりはじめていたが、それがはっきりしたかたちをとるにいたったのは、いうまでもなく、七九七年イレネがコンスタンティノス六世を廃位して名実ともに女帝支配を確立したときからであった。オーソルゲは、女帝支配をめぐってビザンツ国内には基本的な見解の対立があったこと、それを非合法とするのは、ビザンツの国家伝統に忠実に、女帝は本来、諸国家の王たちを打って一丸とした家族の家父長たるコンスタンティノブルのローマ皇帝にはなれないとする見解であり、これにたいしてイレネ側

は、皇帝に実際に就任するのが誰であろうと、ただ皇帝としての機能が問題であるとし、したがって政務遂行の資格なき未成年者でも婦人でも構わない、と主張していたこと、を示すとともに、このようなイレネ側の見解は、九世紀の経過のうちにビザンツに定着しはじめるのであり、したがって八世紀末にはイレネの立場はイデオロギー的に未だ不安定な状態におかれていたこと、事実国内には空位とみなされた玉座をめぐって皇帝擁立運動が属州各地でおこったこと、を指摘する。そしてこの伏線を、カールの戴冠における最も重要な前提だと考える。

Constitutum Constantini にしたがって、オーンゾルゲは、八〇三・四年ローマ教皇レオ三世を作成者として成立した

のがこの偽作文書だと解釈する。八〇〇年のクリスマスに主役を演じた都市ローマ市民による皇帝推挙にくらべて意味のない象徴的行為にすぎなかったローマ教皇による皇帝戴冠の契機が、ここではじめて基本的な意味がえをうけ、前面におし出されてくる。こうオーンゾルゲは考える。

このようなオーンゾルゲの主張は、かれのいままでの見解を裏打ちし、それを一そう確定づけたものということができよう。私自身、オーンゾルゲの基本的見解によりつつ、注(2)の叙述をおこなったが、今回のかれの新しい論文に接して、私自身の叙述を、別箇の機会に、補修してみたいとおもう。

(一九六五・三・一六)(一橋大学助教授)